

計画が目指す地域社会の姿

～ みんなが活躍する「協働のまち 大津」～
人と人のつながりを強め、誰もが愛着と誇りを持って、住み続けたい大津

基本方針	基本施策	取り組み
方針1 市政における市民・市民団体及び事業者の参加、協働の推進	1-1 市政情報の公開、地域課題の共有と見える化を進める	1-1-1 拡 市民協働が進む市政情報や地域課題の公開・共有のしくみの構築 1-1-2 拡 市政情報や地域課題をより多くの市民に分かりやすく伝える多様な媒体の活用
	1-2 市民・市民団体及び事業者の市政への参画の場や機会を拡充する	1-2-1 新 市の制度や施策の企画立案、実施、評価、改善（PDCA）における市民参画の制度の検討・拡充 1-2-2 新 協働事業の実施に必要な多様な広報媒体の提供 1-2-3 継 協働のまちづくりを推進する拠点（窓口）としての公共施設の活用の推進
	1-3 市の施策・事業の協働可能性を検討・評価する機会をつくる	1-3-1 新 協働のまちづくりの視点による施策や事業の評価手法の制度化 1-3-2 新 協働のまちづくりの視点による施策や事業の見直しの制度化
	1-4 市からの提案による協働事業をつくる	1-4-1 拡 協働提案制度など市からの課題提案に対する協働事業の継続実施及び見直し 1-4-2 新 市からの協働の可能性に関する情報の発信 1-4-3 新 協働のきっかけとなる場や機会の創設
方針2 市民・市民団体及び事業者から市政へのアプローチによる協働の推進	2-1 市民・市民団体及び事業者による地域課題の分析を進める	2-1-1 新 市民・市民団体及び事業者による地域課題の調査・分析に対する支援制度の創設
	2-2 市民・市民団体及び事業者による地域課題やその解決に向けた取り組みの情報発信を進める	2-2-1 新 地域課題とその解決に向けた取り組みの発信・共有ができる統一された媒体の構築
	2-3 市民・市民団体及び事業者からの提案による協働事業をつくる	2-3-1 拡 協働提案制度など市民・市民団体及び事業者からの提案による協働事業の継続実施及び見直し 2-3-2 新 協働事業の実施に必要な多様な資金を見つけ、募るしくみづくり 2-3-3 新 協働のきっかけとなる場や機会の創設・充実 2-3-4 新 協働事業の実施に必要な多様な広報媒体の提供（再掲）
方針3 公共の担い手・協働の主体の充実（担い手や主体を豊かにする）	3-1 協働の担い手となる市民団体及び事業者が育まれるしくみをつくる	3-1-1 継 協働によるまちづくりの担い手となる人材やリーダーが育つ環境づくり・人材発掘 3-1-2 拡 協働提案制度など市民団体及び事業者による市民公益活動の支援の継続実施及び見直し 3-1-3 拡 既存のしくみなども活用した市民団体及び事業者による市民公益活動への多様な資金確保のしくみづくり 3-1-4 継 市民団体の資金確保のための支援 3-1-5 新 市民団体及び事業者のまちづくり活動への多様な主体の参加の支援 3-1-6 新 市民団体及び事業者の情報公開・信頼性向上のためのしくみづくり
		新 新規：第2期計画で新たに取り組むことを示しています。 継 継続：第1期計画から引き続き取り組むことを示しています。 拡 拡充：第1期計画での取り組みの成果・課題を踏まえ、拡大・充実させて取り組むことを示しています。

以下、右上部に続く

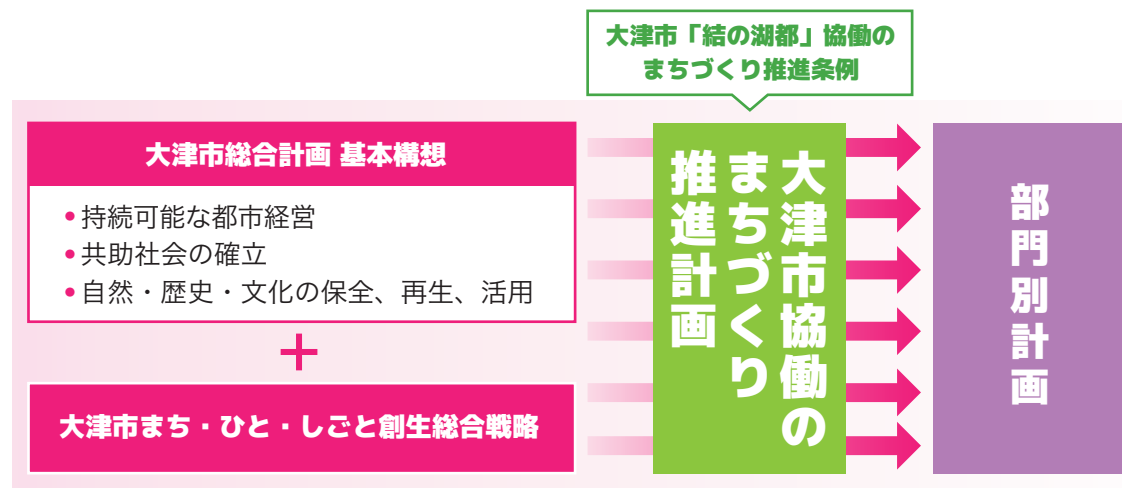
基本方針	基本施策	取り組み
方針3 公共の担い手・協働の主体の充実（担い手や主体を豊かにする）	3-2 協働の理解を広げ、普及を図る	3-2-1 継 協働のまちづくり推進計画の周知 3-2-2 拡 協働のまちづくりハンドブックの改訂・活用 3-2-3 新 協働ガイドブックの作成・活用 3-2-4 新 協働のグッドプラクティス（好事例）の顕彰制度の検討・創設
	3-3 市民活動センターの機能を強化し、三者との連携を進める	3-3-1 拡 市民団体及び事業者の有する社会資源の把握・活用の促進（コーディネーション力の強化） 3-3-2 拡 市民団体及び事業者それぞれ及び相互の交流と連携の強化（コーディネーション力の強化） 3-3-3 継 市民団体の活動や組織への支援の充実 3-3-4 拡 専門的かつ多様な相談窓口機能の強化（コーディネーション力の強化） 3-3-5 継 協働に関する情報の収集・発信の強化 3-3-6 拡 市民活動センターの外部評価の活用
	3-4 地域自治・住民自治を豊かにする	3-4-1 新 地域の状況に応じた魅力的な地域コミュニティの自治活動の推進 3-4-2 新 地域コミュニティの自治活動への多様な世代の参加の支援 3-4-3 新 学区単位による社会の変化と状況に応じた地域自治のしくみづくり
	3-5 協働のノウハウの共有を進める	3-5-1 新 協働の理解を深め、協働を実践していくためのノウハウや情報の共有 3-5-2 拡 協働の理解を深め、協働を実践していくための講座や研修などの実施
	3-6 協働の触媒となる機能・人材・場の整備を進め、充実を図る	3-6-1 拡 協働を推進するためのコーディネート機能を実現する人材の発掘と育成 3-6-2 拡 協働を推進するためのコーディネート機能を実現する人材の配置 3-6-3 新 協働のきっかけとなる場や機会の創設・充実（再掲） 3-6-4 継 協働のまちづくりを推進する拠点（窓口）としての公共施設の活用の推進（再掲）
推進体制の充実 三者協働を豊かにするための市政における推進体制	推-1 職員の協働意識の醸成を進める	推-1-1 継 協働のまちづくり推進計画の周知（再掲） 推-1-2 新 協働ガイドラインの活用 推-1-3 新 協働のグッドプラクティス（好事例）の顕彰制度の検討・創設（再掲）
	推-2 協働を推進するためのプロセスやノウハウ（進め方や方法）の共有を進める	推-2-1 新 協働を実践するためのガイドラインやチェックリストなどの策定・活用 推-2-2 新 協働事業費の積算ガイドラインやルールづくり 推-2-3 拡 協働の理解を深め、協働を実践していくための講座や研修などの実施（再掲）
	推-3 協働を推進するための制度を充実させる	推-3-1 新 協働のまちづくりの視点による人事政策の実施 推-3-2 新 協働のまちづくりの視点による施策や事業の評価手法の制度化（再掲） 推-3-3 新 予算連動による協働推進のしくみの検討・モデル事業の実施 推-3-4 拡 職員協働推進本部などの協働推進体制の強化 推-3-5 拡 協働しやすくするための規制緩和・手続きの簡素化・明確化
	推-4 協働を推進するための進捗管理・評価体制を確立させ、運用する	推-4-1 拡 各所属における協働のまちづくり推進計画の取り組みに対する進捗管理及び評価の実施 推-4-2 新 協働を進める三者委員会と職員協働推進本部が連携した定期的な協働のまちづくり推進計画の進捗評価と課題の検証・改善の実施

計画の位置づけ

本計画は、条例第 13 条に基づき第 1 期計画の内容の見直しを行い、協働のまちづくりにより「愛着と誇りをもって、住み続けたい大津」を実現できるよう、市の取り組みの基本方針と計画期間で成し遂げるべき重要な推進施策を第 2 期の計画として定めています。

なお、本計画に基づき、全庁的に協働の取り組みを進めるとともに、各年度、実施計画を立て、具体的な施策・事業を推進していきます。

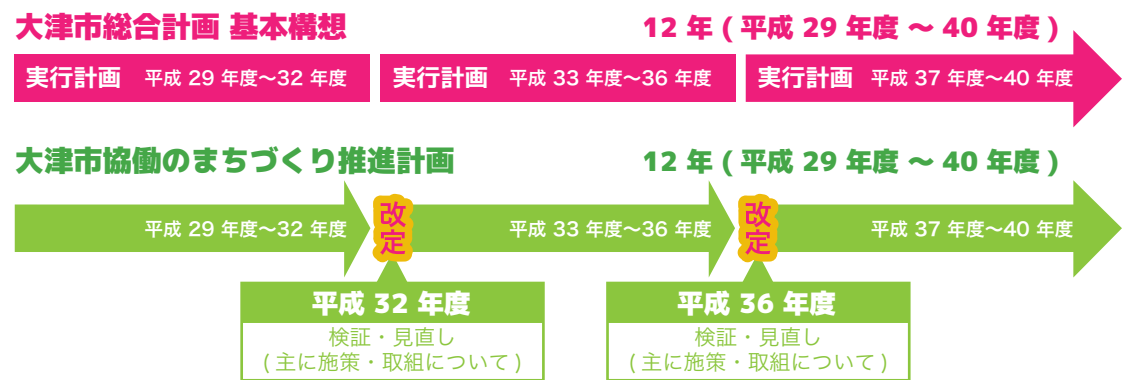
また、大津市総合計画基本構想（平成 29 年度～平成 40 年度）において、まちづくりの基本理念や将来都市像を定める中で、持続可能な都市経営とともに、三者協働によるまちづくりを積極的に進め、互いの立場や考え方の違いを尊重し、それぞれが主体的に支えあえる「共助社会」の確立を謳っています。



計画期間

本計画は、大津市総合計画の計画期間と合わせ、平成 29 年度から平成 40 年度の 12 年間とします。

なお、条例第 13 条第 5 項では、本計画について、5 年を超えない期間ごとに計画の見直しを行うこととしていますが、進捗状況や社会情勢を踏まえたより実行性の高い計画としていくため、4 年ごとに検証を行い、それを踏まえた計画内容の検討と見直し（主に施策・取り組みについて）を行うこととします。



計画の進め方・実施体制

- 1 協働を進める三者委員会と職員協働推進本部とが連携し協働のまちづくりの推進と計画実行に責任を果たします。
- 2 各所属における協働推進の状況・取り組みについて自己評価を行い、評価内容は職員協働推進本部へ報告した上で、協働を進める三者委員会と連携した評価を行い、次年度計画の検討へつなげます。
- 3 協働を進める三者委員会と職員協働推進本部がともに毎年、前年度の計画及び各部署での取り組みの進捗状況を確認し、評価します。より協働が進むようフィードバックを行うとともに、好事例の評価、共有も行います。

大津市協働のまちづくり推進計画（第 2 期協働推進計画）概要版

発行：大津市（市民部自治協働課） ☎520-8575 大津市御陵町 3 番 1 号 電話／077-523-1234（代表）

平成 29 年度～平成 40 年度

※ 本計画は「大津市「結の湖都」協働のまちづくり推進条例」第 13 号第 2 項の規定に基づき「大津市協働を進める三者委員会」において検討し、策定したものです。



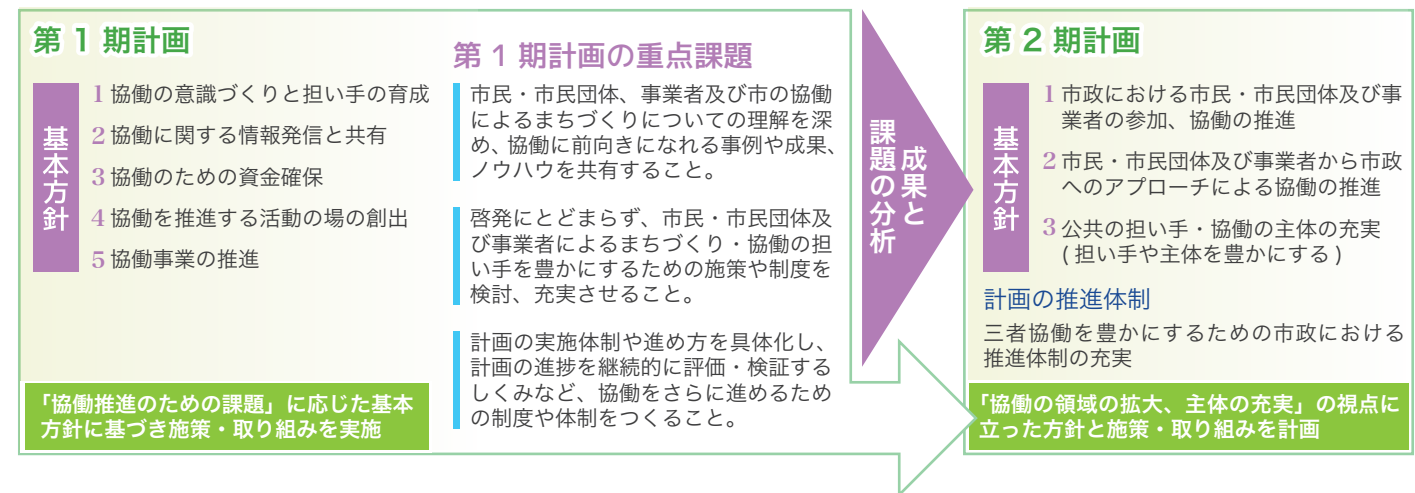
～ みんなが活躍する「協働のまち 大津」～ 大津市協働のまちづくり推進計画 (第 2 期大津市協働推進計画)

計画の趣旨

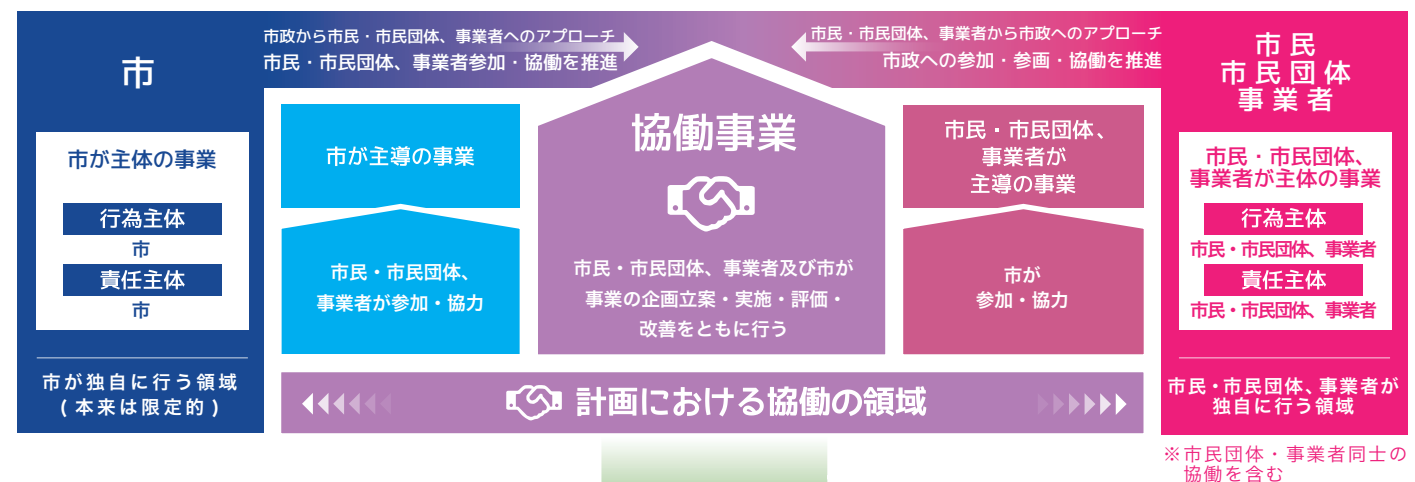
大津市協働推進計画（平成 24 年度～28 年度）では、市民・市民団体、事業者及び市の三者で補い合いながら、公共サービスを提供していくための「協働」という現代版の「結」の基盤づくりに取り組んできました。これは、「結の湖都」協働のまちづくり推進条例に基づくものです。

第 1 期計画の課題と成果をふまえ、市民・市民団体、事業者及び市が力を合わせて「みんなのための」サービスを提供し、それらを「みんなで支える」三者協働によるまちづくりをさらに進めることにより、誰もが愛着と誇りを持ち、住み続けたい大津の実現を目指すため、大津市協働のまちづくり推進計画（第 2 期協働推進計画）を策定します。

第 1 期計画から第 2 期計画へ



計画ですすめる協働の考え方



※ 市民団体・事業者同士の協働を含む

協働でできるものは協働で！

計画がめざすもの

担い手が豊かに！

計画が目指す地域社会の姿
「みんなが活躍する『協働のまち 大津』」

中に具体的な
施策や取り組み内容の
記載があります

